

岡山県時短要請協力金 早期支給のご案内

第8期（1月27日～2月20日要請分）

営業時間短縮等の要請に全面的に協力いただける飲食店を運営する中小企業等を対象に、要請期間終了後に受け付ける申請（以下「本申請」という。）に先立ち、希望される方に協力金の一部を早期支給します。

（早期支給申請は、1事業者1回に限ります。）

- 早期支給の申請者は、必ず本申請（2月下旬予定）が必要です。
- 早期支給の申請をせず、本申請のみ申請することも可能です。

◆早期支給の主な要件

- (1)中小企業及び個人事業主（※大企業は対象外）
- (2)本申請を「売上高方式」で申請する者
- (3)過去実施分の岡山県時短要請協力金について受給実績があること
- (4)要請期間の全ての日において、営業時間短縮等の要請に全面的に協力すること
- (5)令和4年1月26日以前から営業しており、かつ、令和3年10月以降も継続的な営業活動をしている飲食店であること
（※詳細は、県HP又は申請要領をご覧ください）

岡山県時短要請協力金



【ご注意】要請期間中に、岡山県飲食店感染防止対策第三者認証事業における認証店となった場合

通常の営業時間が5時から20時超21時までの店舗については、認証後、通常の営業時間に戻すことや酒類の提供も11時～20時まで可能です。ただし、これらの場合は協力金の対象外となりますので、早期支給分の協力金は返還していただきます。

早期支給額

岡山県全域：1店舗あたり 36万円（一律）

※申請書類に不備がない場合、概ね1週間程度で順次支給予定

受付期間

令和4年1月27日（木）～2月7日（月）

（※電子申請は1月27日（木）10時頃受付開始）

申請書類

- ①早期支給申請書
- ②施設ごとの内訳一覧
- ③誓約書
- ④振込口座の通帳の写し（※振込口座を変更する場合）

申請方法

◆電子申請 早期支給申請用ウェブサイトより申請してください。

※電子申請の方が早く支給できます。

◆郵送申請 【2月7日（月）消印有効】

〈宛先〉〒700-0821

岡山市北区中山下1-8-45 NTTクレド岡山ビル15階

「岡山県時短要請協力金(第8期)早期支給申請受付係」あて

岡山県時短要請協力金（第8期）

早期支給申請要件確認フローチャート

岡山県の要請対象地域内に、岡山県時短要請協力金（第8期）の支給要件を満たす飲食を提供する施設をお持ちですか？

はい

当該施設は、要請する全ての期間に有効（更新予定含む）な飲食店営業又は喫茶店営業の営業許可証をお持ちですか？

はい

①令和4年1月26日以前から営業していますか？
②令和3年10月以降も継続的な営業活動*をしていますか？

はい（①②の両方に該当する場合）

要請期間の全ての日（※遅くとも1月30日（日）から）において、時短営業等の県の要請に全面的に協力いただけますか？

はい

過去に岡山県時短要請協力金（第1期以降いずれか）の受給実績はありますか？

はい

要請期間終了後に受付を開始する本申請を売上高方式で申請しますか？

※大企業は「売上高方式」を選択できないため、早期支給制度の対象外です。

はい

早期支給の対象

早期支給の対象外
(申請できません)

- ※申請内容を審査の上、適正と確認できた場合に、協力金を支給いたします。
- ※支給要件を満たしたこと（県の要請に全期間ご協力いただいたこと等）を確認するため、要請期間終了後に必ず本申請を行ってください。
- ※後日、支給要件を満たしていなかったことが判明した場合、早期支給分の協力金は返還していただきます。
- ※継続的な営業活動とは、店内での飲食提供を目的に、継続的に開店していることをいいます。

岡山県 時短要請協力金コールセンター

TEL 086-226-7005

(電話番号が変更となったのでご注意ください)

受付時間 9:00~18:00 (土日・祝は休み)

※1月29日(土)及び30日(日)は受付(9:00~17:00)

